

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いわき市長 内田 広之

|                   |                   |  |
|-------------------|-------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | いわき市<br>(204)     |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 下高久地区<br>( 下高久 )  |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年2月1日<br>(第1回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

#### 【現状】

- 下高久地区は、法・個人共に営農が行われており、水稻を主としている。
- 一部エリアを夏井地区(対象地区:下高久・下大越・藤間)として復興基盤総合整備事業を実施しており、現在、担い手を中心に農地集積及び作業の効率化に取り組んでいる。
- 上記エリア以外についても、水田を多く有しており複数の担い手によって維持管理が行われている。

#### 【課題】

- 近年の高齢化及び後継者不足により、耕作者の減少が想定されることから、今後の農地管理体制をどのように図っていくかが課題となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・営農環境の整備については、地域全体及び関連機関と連携を図りながら、改善策を検討していく。
- また、「どこの農地をどのように管理していくか」を筆ごとに検討し、より具体的に農地活用を考え、農地の現状維持を図っていく。
- ・地区内の農家を中心に、将来を見据えた後継者の育成及び営農環境の維持改善に取り組んでいく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 145 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 145 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha   |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                    |
|----------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                   |
| ・地区内の農家を中心に農地を集積し、効率的に農作物の生産を行う。                   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                   |
| ・認定農業者を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を目指して、農地バンクを通じて取り組んでいく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                    |
| ・一部エリア(東側)について復興基盤総合整備事業により実施。                     |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                               |
| ・県・JA等の関係機関と連携し、後継者の確保・育成に努める。                     |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                |
| ・カメムシ・いもち病防除、育苗サービス(福島さくら農業協同組合)                   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                  |                                |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策として電気柵を設置して対策していく。  
 ⑦水路の維持管理や、圃場や農道の草刈りなど継続していく。